

令和5年度名古屋市教育委員会第42号議案

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

スポーツ開放（地域スポーツセンター）事業について、以下の改正を行います。

- (1) 名古屋市立守山西中学校では運動場及び体育館のみを開放施設としていますが、武道場も開放施設に加えます。
- (2) 名古屋市立豊正中学校の運動場の夜間開放は、一部の期間に限られていますが、年間を通じて開放することとします。
- (3) 令和5年度をもって、全ての市立中学校体育館に冷暖房設備の設置が完了するため、令和6年度より、冷暖房の使用を希望する体育館の専用使用者から、冷暖房の使用に係る料金を徴収することとします。

※専用使用：開放施設を貸切りの取扱いを受けて使用すること

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和6年3月22日提出 総務部総務課)



名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ開放の表中「名古屋市立大森中学校」の次に「、名古屋市立守山西中学校」を加える。

別表第2 スポーツ開放の表中「名古屋市立山田中学校」の次に「、名古屋市立豊正中学校」を加える。

別表第3 スポーツ開放の表中

「

体育館	600円	600円	600円	600円	1,500円
-----	------	------	------	------	--------

」

を

「

体 育 館	冷暖房設備を使用する場合	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	2,700円
	冷暖房設備を使用しない場合	600円	600円	600円	600円	1,500円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市学校施設開放に関する規則の規定に基づく許可の申請その他名古屋市立守山西中学校の武道場を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。